

①この条約、附随文書を合して、国連平和維持活動の原則、目的とするものとする。
(改定前) 平和の目的を以て締結せられたるものとする。
②この条約、附随文書は、締結国及び参加国の間の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の間の権利義務を規定するものとする。
③この条約、附随文書は、締結国及び参加国が、本条約の目的を達成するために必要とするものとする。
(改定前) 締結国及び参加国が、本条約の目的を達成するために必要とするものとする。
④この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
⑤この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
⑥この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
⑦この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
⑧この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
⑨この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
⑩この条約、附随文書は、締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。
(改定前) 締結国及び参加国の権利義務を規定するものとする。